

緊急経済対策等に係る取組について

現在、百年に一度と言われる世界同時不況に陥っており、日本においても例外ではなく、経済の弱体化が顕在化している状況である。本市は、他都市と比して企業が多いこともあり、今後の経済情勢が与える影響については予断を許さない状況である。

よって、この経済情勢に対応し、市民・事業者の生活を守る観点から、平成21年1月20日に、「尼崎市経済不況対策に係る連絡調整会議」を設置し、今後、各局連携のもと可及的速やかな対応策を講じていくこととする。

1 本市における緊急経済対策

中小企業資金融資制度の拡充（融資限度額の引上げ及び信用保証料の助成）

【内容】

・融資限度額の変更

「経済変動対策特別融資制度」について、融資限度額を10,000千円から30,000千円に引き上げる。

・信用保証料の助成

「経済変動対策特別融資制度」及び「小規模特別融資制度」について、信用保証料の1/4を助成する。

【実施時期】

平成21年2月～平成22年3月

市営住宅空家修繕の早期発注

【内容】

市営住宅の空家修繕は、指定管理者が例年、募集後入居者が決定する6月頃から行っているが、市内業者への景気対策として、4月から170戸程度工事発注を前倒しして修繕を行う。

工事発注にあたっては、業者の受注機会の均等化に一層努めるよう指定管理者に指導する。

【実施時期】

平成21年4月～

以下は実施中の対策

工事請負契約の単品スライド条項の適用

【内容】

単品スライド条項とは、工期内に主要な工事材料価格の高騰により請負代金の見直しが必要となったときに、工事請負契約第26条第5項の規定に基づき契約変更を行う条項であり、平成20年6月に国土交通省が適用開始したことを踏まえ、本市においても適用を開始した。

【開始時期】

平成20年10月～

中小企業金融・経営等特別相談窓口の設置

【内容】

尼崎市中小企業センター内に特別相談窓口を設置し、中小企業者の資金繰りに関する相談や経営相談、各種融資制度の紹介などを行うとともに、県阪神南農民局や尼崎商工会議所、日本政策金融公庫及び商工中金との連携強化、融資制度等の情報の共有化を図る。

【受付時間】

月曜日から土曜日の午前9時から午後5時

【設置期間】

平成20年10月20日～

中小企業資金融資制度の拡充（融資要件の緩和及び融資利率の変更）

【内容】

- ・ 融資の要件緩和
「経済変動対策特別融資制度」について、売上減少要件の緩和（5%以上減少 3%以上減少）などを行う。
- ・ 融資利率の変更
「経済変動対策特別融資」について、融資利率を年利1.4%から1.35%に変更
- ・ 対象者の緩和
原油価格転嫁困難要件を追加
利益率減少要件を追加

【実施時期】

平成20年11月7日～

中小企業の資金融通円滑化への取組みにかかる要請

【内容】

産業経済局長名で、市内金融機関あてに、文書で中小企業の資金融通の円滑化への積極的な取組みを要請。

【実施時期】

平成20年11月25日

非正規労働者の雇用の安定及び新規学卒者の雇用機会の確保について

【内容】

尼崎市長、尼崎公共職業安定所長の連名で、尼崎経営者協会会長あてに、文書で非正規労働者の雇用の維持・安定、新規学卒者の内定取消しの防止を要請。

【実施時期】

平成20年12月25日

緊急雇用対策（臨時的任用職員の離職者登録枠の設定）

【内容】

離職者に対し、一時的な雇用の場を提供するため、本市（教育委員会事務局を含む）における臨時的任用職員の登録について、新たに離職者登録枠を設け、これまでの一般登録枠に優先して任用する。

【対象】

市内在住又は、離職時の勤務先が尼崎市内である離職者

【期間】

平成21年2月～

市営住宅への一時入居

【内容】

解雇や雇止めに伴って、それまで入居していた社員寮等から退去を余儀なくされる求職者に対して、当座の住宅を確保することにより、安定的な就業機会が確保できるよう、市営住宅への期限付き入居を行う。

・家賃額及び敷金

公営住宅法等に準ずる。（市条例による減免規定あり）

敷金は目的外使用のため免除する。

・募集方法

ハローワークからあっせんのある者で先着順に行う。

・募集住宅及び戸数

宮ノ北住宅10戸

【対象者】

次の要件に全て該当する者

ア 市内在住または離職時の勤務先が尼崎市内である離職者

イ ハローワークで求職活動を行っている者

ウ 平成20年11月1日以降雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している社員寮等から退去を余儀なくされる者又はその同居親族に該当することが客観的に証明される者

【期間】

平成21年2月～10月末日

但し、入居の期間は3ヶ月以内とする。

尼崎市雇用問題対策会議の設置

【内容】

厳しい雇用情勢に鑑み、雇用や就職支援の方策等を検討するために、市内の経営者団体・労働団体・行政機関の各代表及び本市関係職員による対策会議を設置する。

【開催時期】

第1回目の対策会議は2月2日に開催。

2 国の経済対策に関する本市の取組

主なものは次のとおり。

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金

本市22,423千円（国補正予算260億円）

園和小学校他学校施設耐震化事業などを実施。

地域活性化・生活対策臨時交付金

本市240,837千円（国補正予算6,000億円）

中小企業資金融資助成金、園田東中学校他学校施設耐震化事業、市内一円道路整備事業、地上デジタル放送化電波障害対策事業の前倒しなどを実施。

3 推進体制

【名称】

尼崎市経済不況対策に係る連絡調整会議

【取組方針等】

景気減退が深刻化する中で、庁内各局が掌握する経済不況に係る情報や基礎的データ等を共有し、庁内及び関係機関との連携強化を深めるとともに、本市として緊急かつ実効ある施策を推進していく。

- ・各局が既の実施している経済不況に関する方策や、各局が掌握する情報や基礎的データの報告及び情報交換
- ・経済対策に係る国の補正予算の情報提供及び情報交換
- ・本市が実施する具体的な施策の協議
- ・庁内及び関係機関との今後の連携・調整など

【構成員】

市長、両副市長、教育長、各局長、水道事業管理者、交通事業管理者、議会事務局長

【設置時期】

平成21年1月20日

以上